

責任保険法研究

浦田一晴

責任保険法研究 其の二

——本論 責任保険契約構造の考察——

目次

- 第一 責任保険法研究 其の二 序説
- 第二 責任保険法研究 其の二 各論
 - 一 責任保険契約における加害行為者と被害者との債権債務関係およびその特殊関連性
 - 二 責任保険契約における契約当事者の債権債務関係およびその特殊関連性
 - 三 責任保険契約における被害者と保険者との債権債務関係およびその特殊関連性
- 第三 責任保険法研究 其の二 結語

第一 責任保険法研究 其の二 序説

一

「責任保険法研究」其の二は、責任保険契約の法的構造およびそれに伴う経済的一連の貫流について、基本的な仕

組み、人的並びに物的の権利義務・債権債務の諸関係およびその他の特殊関連性を考察しようとするものであり、責任保険契約の構造・態様の把握は、責任保険の存在目的を知悉する上に必要な手段であるとともに、責任保険制度の理念を認識しそれを達成するために、必須な要件である。

二

責任保険契約の構造は、一般の損害保険契約の構造と比較対照した場合、いくつかの特長と異なる点を有する。すなわち、一般的損害保険契約においては、保険契約者（被保険者側）と保険者との間の関連性のみを基本的つながりとするきわめて単純な構造としての存在であり、一元的連関構造を有し、そのような態様として考察される。

(イ) しかして、保険契約上存在する危険の具体化により発生した損害という現実的事実が、この保険契約の場合における保険事故であって、保険者による保険金支払という債務の履行を促すのである。保険契約者側の被保険利益の消滅・減少は、主として、物的関係および経済的事実関係などの損害という非観念的具体的なものによって認識され表現される。

しかるに、責任保険契約においては、保険契約者の不法行為、債務不履行などの加害行為を原因とする法律的賠償責任の負担ということが、保険契約上の条件に適應することにより、その保険事故となり、この状態の到来において、保険者は、はじめて、保険金の支払をおこない、保険契約上の債務を履行することになる。賠償責任の発生・負担は、対保険者関係に基本的事由をおくものではなく、対被害者関係において、その基本的事由が存在するものである。

さらに、責任保険契約とその他の一般的損害保険契約は、一般論として、共に損害保険契約として、その性質の一つとしての双務契約たる性質を有するとされる。この双務契約性について、両者の共通の性質としての債務の履行を考察しよう。

保険契約の締結により開始された保険期間中に、保険事故が発生した場合、具体的な「保険金の支払」という行為が、保険者のいわゆる債務の履行であり、また、保険期間の終了までに、保険事故が発生しなかった場合は、「危険負担」の進行態様は、終了し、同時に債務の履行も終了する。

(1)

保険事故の不発生のごとき右の場合において、保険者による具体的な「保険金の支払」という行為はおこなわれな
いが、保険期間中は「危険負担」ということは、保険者によって真実におこなわれたのであるから、この「危険負担」ということ自体が保険者の債務の履行であり、保険金の支払がないからといって保険契約上の債務の履行がないというものではない。これは保険契約の締結、保険期間の経過、危険負担、保険事故の不発生、債務の履行という一連の流れをもつものである。

(2)

保険事故発生の場合における債務の履行と保険事故不発生の場合の債務の履行は、保険者にとって、共に、保険契約上の債務を履行したことになる。しかし、その両者における債務履行に至るまでの内容が異なり、前者においては、保険期間中の「危険負担」に、「保険金支払」が加わったものであり、後者においては、保険期間中の「危険負担」のみに終る。

(3)

保険者と保険契約者の間における保険契約の法的性質は、片務契約ではなく、いわゆる双務契約としての性質を帯有するものと考えられる。保険契約の双務契約性について、「保険事故が発生したならば保険金が支払われる」ということをもって、保険契約を条件付双務契約であるとする考え方があがるが、保険契約は、条件付契約と解すべきではなく、

適正な双務契約としての性質を有すると考える。

(四) 責任保険契約は、保険契約者と保険者の二者間において、該当する責任保険普通保険約款・特別約款および個々の事情に応ずる精細な諸関連事項にもとづいて締結される。

しかし、この契約実現の条件は、その前提として横たわる保険契約者（賠償責任負担者、加害行為者側）と賠償請求権者（被害者側）との間の賠償関係が基本であって、この関連性の存在は、きわめて重要である。

賠償責任の発生・負担は、対保険者関係の基本をおくものではなく、保険契約関係以外の第三者との間に、その発生源があり、それは法律的態様として浮揚し把握される。したがって、加害行為者と被害者との間に、ひきおこされる債権債務関係を、責任保険契約の始源的なものとして把握することが、責任保険契約考察の基本的第一の課題である。

(ハ) 責任保険契約構造の把握理解において必要な第二の課題は、責任保険契約当事者が契約上の債権者として、かつ、債務者として帶有する権利義務についてであり、さらに、惹起可能性をもつ責任保険契約遂行上の諸問題についてである。すなわち、責任保険契約の法的性質、保険契約当事者の保険契約上における瑕疵の問題、および賠償責任保険普通保険約款と責任保険特別約款との関連性などを考察の対象としなければならない。

(ニ) 責任保険契約の構造考察の第三の課題は、保険契約者側と被害者との間にひきおこされる賠償責任関連事項に關し、その特殊な事情・態様における被害者と保険者との間の関連性、法律関係事項である。この法律関係は、第一の課題である賠償責任者の債務履行が姿様を変えて、新たな法律関係の姿様を発生させ、その発生したことによって、最終の目的である被害者として有する債権上の利益を保護しようとするにほかならない。

賠償責任の問題が、どのように解決され終結を告げるかは、加害行為者と被害者の両者にとって、著しく利害関係

の存するところであつて、この第三の課題は、被害者を中心的立場として検討され立案された責任保険契約法上、特異な性質を有する法律関係である。

第二 責任保険法研究 其の二 各論

一

責任保険契約における加害行為者と被害者との債権債務関係およびその特殊関連性

「責任保険法研究」其の二各論においては、序説において、問題提起としてとりあげた第一の課題、第二の課題および第三の課題を主要な論説の対象として考察したい。賠償責任問題の最終的落着への道は、賠償責任の解決手段の制度的措置を順次経過するので、それは、まさに、第一の課題、第二の課題および第三の課題についての論議順序と一致する。責任保険契約は、保険契約者と保険者の両者をもつて契約当事者とするものであるから、この保険契約の関連事項をのみ考察研究の対象とすべきである、とする考え方は、責任保険契約の理解をする上においては、著しく狭少であつて、適当でなく、その保険契約締結の原動力的態様である損害賠償責任発生の姿様を考察の始源としてとりあげることが至当であると解する。

(イ) 責任保険契約の存在を前提要件とする保険契約者側の加害行為によつてひきおこされた損害は、被害者の利益を侵害することとなり、被害者は失われた利益の補償復活を加害行為者に対して求める事態となる。被害者は、自己の受けた損害に対し、いかなる法律的原因、法律的根拠にもとづいて、加害行為者に対して、賠償責任を求め、賠償額の支払を請求することができるのか。数多い中からの賠償責任負担の法的発生原因の選択は、一に加害行為のあら

ゆる諸態様をみきわめることによってその決定をみる。

賠償責任負担の法的発生原因の一つは、過失責任主義にもとづく法律事項であり、第二に、挙証責任転換主義であり、さらに、無過失責任主義をとる立場である。なお、特殊な事業における特殊な事情における責任集中責任主義もこれに加わる。

(ロ) 責任保険契約の法的構造の第一の課題である加害行為者と被害者の賠償責任関係の法律的に重要な内容たる質と量との立場に立つものとしては、先ず、過失責任主義を考察の対象としなければならない。この立場は、賠償責任についての法律的発生原点としての不可欠な存在意義を帯有する。

(1) 法人および自然人たるのいかんを問うことなく、権利義務の主体が負担する責任についての考察は、法律的責任の意味として、違法の行為をおこなう者に対する民事責任および刑事責任においてなされなければならない。それは、民事責任については、行為者の主観的立場に重点をおくことをせず、加害者の一連の行為の終結として発生した損害の結果のすべてを結合し、その関連性を詳細に考慮した上で、加害行為者に対するその責任遂行の手段として被害者の利益保護のため損害賠償の請求行為がおこなわれる。

いうところの「過失なければ責任なし」を基本とする過失責任主義は、世界各国の近代法における民事責任の立脚する原則の一つとして確立し、わが国の多くの私法的規範においても、賠償責任負担の課題において、その解決を過失責任主義の立場におき、加害行為者の責任を求める手段とする。

(2) 過失責任主義は、既承のごとく、損害発生において、加害行為者の故意または過失を、その原因とする場合にのみ

被害者に対して損害賠償責任を負担することとし、それは賠償責任の法的発生原因として、最大にして最も重要な原則であることはいうまでもない。

過失責任主義の立場の意味する領域において、権利主体としての賠償責任の負担を求めることは、近代的権利主体たる独立人の生活関係の自主的限界を守り、尊重する事由からである、という立場に立脚すれば、過失責任主義は事に適合する原則であると解される。過失責任主義は、独立主体として、個人の生活関係についてはばかりでなく、法人企業としての責任負担の立場においても、この主義をゆるぎない原則としてみとめてきたのである。

(3)

近代社会における人の活動範囲は広くして自由であり、近代法はこのような活動の保障を、この過失責任主義の立場において求めてきたし、将来的にも、この保障は求められるであろう。

この過失責任主義の存在を手近かな実定法において求むれば、独乙商法の商行為法における商事仲立人の責任として第九八条は、商事仲立人は自己の過失によって生じた損害については当事者双方のいづれに対してもその責任を負担する、とし、問屋の責任に関する第三八九条は、問屋に送付した物品が引渡しの際、毀損または瑕疵ある状態にあり、かつ、これを外部から知りうべき場合には、問屋は運送人または船長に対する権利を保全し、その状態の証明をおこなない、また委託者に対して遅滞なくこれを通知することを要する。この通知を怠ったときは、問屋は損害賠償の義務を負担する、とし、運送人の責任に関する第四二九条は、運送人は運送品の受取りから引渡しまでの期間における滅失もしくは毀損または引渡し時期の遅延によって生じた損害についてその責に任ずる、ただし、滅失・毀損または延着が通常の運送人の注意をなしても避けることができない事情にもとづく場合はこの限りでないとし、鉄道営業者の責任に関する第四五四条において、鉄道営業者は運送のためにする受取りより引渡しまでの時期において貨物

の滅失または毀損によって生じた損害についてその責任を負担する、ただし、この損害が処分権者の有責もしくは鉄道に帰すべからざる処分者の指図、不可抗力、包装の瑕疵または貨物の特別の瑕疵、特に内部的腐敗、損耗、通常漏出によって生じたときはこの限りでない、とする。わが商法においては、第五八一条における運送人の悪意、重過失の場合の賠償についての規定、第六四一条における保険者の免責に関する規定、第六四三条における保険契約の無効と保険料返還についての規定、第六四四条における告知義務違反の場合の契約の解除についての規定、手形法第一六条における裏書の資格授与的効力および小切手法第二一条における小切手の即時取得についての規定などはこれである。なお、民法においては、第七〇九条の不法行為についての損害賠償責任負担の規定、第七一九条の共同不法行為についての損害賠償責任負担の規定、第四一五条の債務不履行による損害賠償の請求についての規定は過失責任主義の立場として重要な役割をしめることはいうまでもない。

(4)

次に過失責任主義と企業の賠償責任との関連性について考察しよう。

過失責任主義は、その有する本質的特有の性質の故に、長年月にわたり、その存在意義と地位とを十分に保持し、その力を発揮しながらも、他方において、企業が必然的に関連する社会的共同生活関係において営まれる実体を考察するとき、企業は著しくウェイトの大きい地位に立ち、広範囲にして深度の影響度を有するものであることが認識されるに至り、しかし、第三者たる被害者に対しては、このような性質を有する企業の賠償責任として、その発生原因を過失ということのみに限定し求めることは充分でなく、賠償責任負担の場をさらに拡大することが適当ではないか、との論が考察されるようになってきた。

けだし、社会共同生活関係においては、その中に生活する人相互間の利害は錯綜すること多く、他人に損害を生ぜ

しめることによつて、自ら利益を取得するときことが、もしありとするならば、それは許容せらるべきことではないと考えられ、また危険を帶有するものを管理する者は、そのものから発生した損害について賠償責任を負担することは事理ではないか、とも解せられるからである。

企業は、本来、独立の経済単位として、社会共同生活における一員としての地位を占め、他の生活体とは、それが個人であれ、法人であれ、必然的関連性をもつて生存を続ける。さらに、企業によつては、他の生存体に不可欠のものとしての存在地位すら有する。したがつて、このような企業がその存在意義よりみて、適正であり必要性を有するものであるならば、そのような企業は、可及的に維持継続せられ発展せしめらるべきものである。いかなる企業であっても、第三者に対して、損失を与えるような結果をもたらしながら、自らは利益を取得するということは、妥当性を欠くことは明白である。

(イ) 近代的企業が、いよいよその発展の度を進めるにしたがい、その経営上の経過において、企業のある種類によつては、相当の危険（化学薬品の処理害・媒煙害・交通輸送上の危険・鉱害・騒音・臭気など）を包蔵しながら、その経営が続けられ生産がおこなわれることは、日常において経験するところである。欲せざるにもかかわらず、危険・損害発生の可能性があるとすれば、それに対してできるかぎりの損害発生の予防措置がとられなければならないことは当然のことである。

しかし、その帶有する危険に対し、損害の発生予防が困難視される場合があり、また、いかに、予防措置を講じたとしても、損害発生の可能性はありうるのである。このような場合に、過失責任主義の考え方だけでは、企業上の責任を一般的にみとめることについて不十分で適当ではなく、被害者の保護救済という社会性を有する問題の解決について支障をきたすとき状態が現れるに至った。企業の存在意義とその目的ならびに被害者の保護救済との関連にお

いて、このような支障を解決するために、新しく、また、その範囲の広い賠償責任の発生原因の設定が必然的に登場してくる。いわゆる挙証責任転換主義および無過失責任主義である。

(1)

民事責任に関する民事法上の不法行為の立証責任は、被害者に存することを常とする。しかし、自動車損害賠償保障法においては、その損害についての立証責任が被害者から加害行為者に転換移動する。自賠法は、実質的には、「過失」ということを基本にして問題として取扱っている点において、「いわゆる過失責任主義」と同一の枠内に存在し、過失の立証転換という動きをしている状態にあることは否定できないが、不法行為責任負担の立証について修正の方法をとっていることによって、過失責任主義の原則から、被害者保護救済という目的を強める立場よりすれば、一歩進展しているものと考えられる。

これは、本法第三条が、自己のために自動車を運行の用に供するものは、その運行によって他人の生命または身体を書したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己および運転手が自動車の運行に注意を怠らなかつたこと、被害者または運転者以外の第三者が故意または過失があったこと、並びに自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない、と定めていることによって、過失責任主義からの脱却は明らかである。けだし、加害行為者が右の三事項を同時に立証して自己の立場を有利な状態におくことは、著しく困難なことが多いのではないか、と考えられるからである。

(2)

加害行為者に対してとられる立証の条件加重は、それだけ、被害者の立場を有利に展開してゆくことになる。挙証責任の転換それ自体ならびに挙証条件の非実現性および非容易性は、その行為内容として、重要にして注目すべき事

項であり、このことは、法が無過失責任主義の効果発生に近づこうとする立場をとるのではないか、との考え方の根拠であるとも解される。本法第三条に示された挙証すべき条件事項は、加害行為者の負担行為であって、もし、加害行為者において、立証条件の一つでも不可能に終るならば、被害者の損害賠償請求の程度は、より一層強力なものとなる。賠償請求をなしうることは結果において、いわゆる保険金の給付を請求しうることを意味する。すなわち、保険者の給付義務の実現をもたらし、被害者の利益を強く確保することとなるわけである。

(3) 自動車運行を社会的現象としてみた場合、その態様は、接触する社会生活関係の範囲内において強度の影響を他の人と物とに与える性質のものである。なかんずく、個人的自動車運行の場合は、さておき、特に運送事業として、多数の自動車運行がおこなわれる場合における企業責任を考察するとき、その行為によって生ずる他人の損失において、利得することとがみとめられてもいたしかたない、とは考えられないが故に、賠償責任負担の問題として、損失を補填しようとするならば、無過失責任主義の立場が考慮の対象として浮上し、とりあげられてくる状態となる。社会公共性の強い自動車運行という行為を原因として、その結果において被害が発生したことは事実として存するのであり、したがって、社会的存在上、強い影響度と特質を帯有する自動車に対して、それを運行する行為から生ずる関連事故について、民事上の責任を負担することの可否を無過失責任の問題として提示することは、妥当性を欠くものであろうか。

(4) なかんずく、責任保険制度との存在関連において、賠償責任を考察する場合、右のような責任負担の理解は、次第に、その度を深める傾向を帯びるのではないだろうか。自動車事故の賠償責任の解決策として、責任保険制度の存在

すること、さらに、責任保険契約を締結し利用することは、賠償責任自体を認識することとなり、無過失責任をみとめる流れを一層速進するのではないであろうか。

加害行為者ならびに被害者を保護することを目的とする責任保険制度が存在することなく、また、加害行為者の賠償責任が責任保険契約によってカバーせられる機会がないとするならば、無過失責任について、現今のように、立法論として、あるいは、解釈論として論議せられることは、多くはないのかもしれない。

しかして、同様の理解の観点において、商法上の問題として、かつて、船舶所有者の賠償責任問題解決の方策として、委付権の妥当性の可否が論議せられ、船舶所有者の債権者に対する制限責任について批判が向けられたことがあるが、その理由の一つは、委付権の特質たる制限責任主義にもとづく債権債務関係の不均衡的不合理性をみとめ、他に、よりよき手段を求めた場合において、それに代わるべきものとしての責任保険制度の存在、発展を認識してのことである。

(5)

自動車損害賠償保障法において、規律する強行法としての自動車損害賠償責任保険の存在は、無過失責任の立場に近づき、それを法的に規律しようとする考え方に寄与する重要な事項である。

したがって、自動車の運行者の加害上の責任を自賠法に規律せられているような加害行為者の挙証責任の轉換という中間的責任の轉換行為に終らせることは、その適否について疑問の存するところと解される。むしろ、実質的にも形式的にも、より一層高度の責任負担の場の設定を考慮すべきではないであろうか。しかし、被害者の故意によってひきおこされる損害までも賠償責任の対象としてみとめることは、法の公序良俗維持の原則および法の社会正義的理念の立場から適当でないと解すべきである。

(6)

自動車運行による加害行為が発生した場合に、その加害行為者が比較的に経済的に余裕のある状態にあれば、より早急に、被害者に対する損害賠償責任を果たしうる見通しとなり、したがって、被害者の保護救済も円滑にその目的を達成することができる。しかし、被害者救済の場合において、一般民事法においてとられているとき不法行為に關する賠償責任解決の手段にのみ依存することは、それが相当の時間と費用とを必要とすることが多いため、経済的に急を要する被害者の救済を迅速におこなうことにおいて充分とはいえない。

(7)

故に、被害者救済の見地に立つて、その成果を法律的に確保することが必要である。このような事情についての重要性の認識は、自動車運行の社会的影響を充分に考慮し、社会共同生活を円満に維持遂行するために、加害者の無過失による加害行為の場合においても、被害者を保護救済しようとする目的的結論となりうるものと解する。

過失責任主義あるいは挙証責任轉換主義の立場を超えて、無過失責任の原理にもとづく立法ならびに主張は、法律論として、社会政策的見地として、注視すべき措置であり、社会人としての個人の権利義務についての觀念の覺醒と社会公共性の思潮の高まりによるものと考えられる。社会公共性、公共福祉の原理は、法を貫流するところのものとして、ただ、それが觀念上の存在に終ることなく、実定法上において規律せられるに至るとともに、より強く、より広い範圍に、社会規範として守らるべき根拠としての意義と重要性を有するようになり、このような確信が旺盛しつつある。自賠法における被害者の保護救済の然るべき事由および立法の根本的趣旨も右にいう社会公共性、公共福祉の考え方に立脚して考察せらるべきものである。なお、自動車事故の起因者が、被害者の損害賠償請求に応ずるだけの賠償額支払の経済的資力に欠ける場合において、いわゆる責任保険制度の存在は、その賠償的事故的解決措置とし

て不可欠の必然性と意義を強めるものである。

(8) 海商法における挙証責任転換主義をとる立場は、船長の職務遂行についての注意義務において存在し、また、海員についての職務遂行の監督義務に関して存在する。前者においては、船長がその職務をおこなうについて、事故を発生せしめ、それについて、注意を怠らなかつたことを証明することができなければ、船舶所有者、備船者、荷送人その他の利害関係人に対して損害賠償責任を免れることはできない、とし、損害賠償責任の負担を、挙証責任の転換によって、その立証可能性の有無にかからしめている。後者においては、海員がその職務をおこなうに当り、他人に損害を与えた場合において、船長はその海員に対して監督を怠らなかつたことを証明することができなければ、損害賠償責任を免れることはできない、とし、監督義務の必要性と損害賠償責任との関連性を強調している。

(二)

(1) 無過失責任主義は、損害発生について、それが加害行為者の故意・過失に原因していない場合でも、そのような条件に拘束されることなく、被害者に対して、損害賠償責任を負担せしめる立場である。特に近代法は、個人の自由な活動を保障するために、原則として、賠償責任を過失責任主義の基礎に立脚せしめた。すなわち、人は自己の故意または過失による行為についてのみ責任を負担し、他人の行為については、その被害に対し何ら責任を負担しない。

この自己責任の原則は、不法行為および債務不履行における賠償責任の負担について、最大限に示現されている。したがって、無過失責任主義がいかに強調され主張されたとしても、無過失責任主義によって過失責任主義の地位が取って代わられることはなく、無過失責任主義は無過失責任の本質的特色を生かしつつ、その存在の必然性がある場

合、過失責任主義の原則の場合とともに存在してゆくのである。問題は、社会性、公共性の思潮の拡大が、無過失責任負担の範囲を、しだいに拡大せしめてゆくという点であって、特に、企業の賠償責任負担を論じる場合、この点を注視すべきである。

無過失責任主義の立場を基本とする賠償責任の解決手段がとられるとき、それを機会として、その「無過失責任」であることの認識を深めることにより、特に被害者において、より一層、それに適応するとき賠償責任保険制度の体系的設定が考察され、強化され、その利用の必然的な拡大が進むのである。

(2)

無過失責任主義は、企業主体の賠償責任について論ぜられることが多いが、企業主体の賠償責任としてのみ限定されることなく、個人主体の賠償責任についても、実質的には、その考え方が及び無過失責任主義への傾向を示す立場の規定もみられる。すなわち、責任無能力者の監督者の責任、使用者の責任、土地の工作物の占有者の責任、動物占有者の責任に関するものはこれである。

しかして、被害者(債権者)が、損害賠償請求権を行使する場合、被害を受けたことの立証をおこなうのは、被害者自身であることを通常とするが、右のごとき特殊な不法行為の場合については、加害行為者が自ら過失の不存在を现实的に立証するのになければ、たとえ、事実上は無過失であるとしても、加害行為者側は賠償責任を負担しなければならない、とする立場をとる。いわゆる挙証責任の転換をおこない、加害行為者側にその責任負担の強化への方策を企図している。

これらの立法は、純粹に、無過失責任主義の立場をとるものとは称されないが、無過失責任主義の理念を可とし、右のごとき特殊な不法行為の責任負担の措置をとり入れたものと考えられる。無過失責任主義へ近づく道を歩くこと

によって、被害者の保護救済を、より強化しようとするところみた趣旨は是とすべきである。

(3)

わが法律において、賠償責任の負担につき、無過失責任主義そのものの立場をとる立法もみられるが、今までとられてきた原則は、過失責任主義の立場を主流としてきた。しかし、企業の賠償責任を過失責任主義のみにもとづいて解決することが狭少であることは前述の通りであるが、生活程度の飛躍的向上にもとづく各種生産物の多様の増加と科学の驚異的進歩につれて、企業が発展の度を強め、その規模を拡大してゆくにしたがい、無過失責任主義が不可欠のものとして考慮せられ、進んで立法措置がとられるようになってきた。すなわち、鉱業法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律および原子力損害の賠償に関する法律などはこれである。

(4)

無過失責任主義が加害行為に対する賠償責任の法的発生原因であるとして、その立場を是認するいわゆる無過失責任論は、次のごときいくつかの論によって説かれる。(a) 報償責任論においては、利益がそのものたる行為者に帰し、それを取得するものは、利益取得の源泉となる行為にもとづく損害が生じた場合に、たとえ、それが故意または過失にもとづくことなく発生したとしても、利益を取得しているということによって、加害行為者は賠償責任を負担しなければならないとする。(b) 危険責任論においては、危険を包蔵するものを所有管理しているものは、そのものから発生した損害について、それが故意または過失にもとづくことなく発生したとしても、損害を発生せしむることき危険を有する立場にあるということによって加害行為者が賠償責任を負担するのは、事理であるとする。(c) 原因責任論においては、損害発生について、たとえ、それが故意または過失にもとづかなくとも、直接的もしくは間接的に、損害発生の原因を有していたものは、結果についてその源泉たる原因を有する立場にあるということによって、

賠償責任を負担するのは事理であるとする。(d) 無生物責任論においては、ものの保管者は、本来そのものが逸脱しないように留意し保管すべき立場にあるが、そのものが保管者の手元を離れ逸脱したことによって、他人に損害を与えた場合には、それが故意または過失にもとづくことなく発生したとしても、被害者に対して損害賠償責任を負担すべきであるとする。(e) 条理責任論においては、人間が人間として守るべきものごとの筋道をもって、加害行為者の賠償責任の負担原因とする論である。他のなにもでもないところの唯一固有の種たる人間として出生し、社会共同生活を営む一員としての地位において存在し、協調的にして円満な生活関係を維持すべきであるとされて、そのような社会態勢および生活態勢を営み続ける以上、もし、加害行為によって他人に損害を与えた場合、それは人間たる人間であるからには、その行為について、それが故意または過失の有無にかかわらず、賠償責任を負担するのは当然の事理であるとする。なお、法人の名においておこなわれる行為もその根源は、人間の意思によっておこなわれるのであり、条理責任論もこれに妥当する。

(5) (a) 自動車損害賠償保障法において、加害行為者の賠償責任の発生原因の立場が、その指向の見地からみた場合、無過失責任主義への傾向のごとき状態を呈しているとはいいながら、法律的解释論としては、形式的にも実質的にも無過失責任主義の立場へと移行したのではない。無過失責任主義に関連づけて考察しようとすることは、事実問題としての加害行為者の三条件の立証困難性を重視する場合において、はじめて明らかにされる。したがって、自賠法が無過失責任主義それ自体の立場をとっている法律であると断言することはゆきすぎである。それは基本的過失責任主義の立場から一步出て、過失責任主義をとっていない立場の賠償責任の地位に所在するものと考えられる。そのような存在状態について、それは過失責任主義と無過失責任主義との間に位置する責任態勢である、とする表現は適当

ではないのではないか、と考えられる。

しかして、ここにいう原子力損害賠償責任に関する二つの法は、無過失責任主義の立場を明らかにとる点において、自賠法と立法時期に時間的前後の差の存することはいうまでもないが、自動車運行情為と原子力事業経営という行為との間の著しい本質的相違も、両者の立場を、一つは挙証責任転換主義の立場に、一つは無過失責任主義の立場に立たしめた事由の一つとなっていると考えられなくもない。思うに、大きな事由の一つは、両法律の存在背景の中心を構成する社会公共に対する思潮の発展的変化の具現ではないか、とも解せられる。両法律の立法時期の差異たる六年の歳月は、被害者に対する保護救済の必然性を飛躍的に発展せしめたものといえよう。

(b) 民法法において、過失責任主義を原則として理解し、さらに進んで、自賠法などにおいて、挙証責任転換主義および無過失責任主義との関連性とその動向を考究した後、原子力損害賠償に関する二法の特質を把握することは、無過失責任に関する立法を沿革的に、実証的に、法体系的に考察する上においてとるべき必要な方法であると解する。

このように、考察の歩みを進めることは、損害賠償責任の負担ならびにその解決の措置方策が、将来いかにあるべきかという課題のもとに立法論の考察を展開する時点において、必要にして不可欠な基礎を形成するものと考える。この意味において、被害者の保護救済の措置に徹した法とされる原子力損害賠償二法の本質的に帶有する意義と存在価値は、著大なものがあるといわなければならない。

(c) 原子力損害の賠償に関する法律および原子力損害賠償補償契約に関する法律は、いずれも、原子力事業をおこなうについて発生する損害賠償責任をいかにして解決するかという課題に対する法律的解答を詳細に構成表現した措置法である。原子力損害賠償責任について、両法律が最も重点的に一貫する基本的態度は、次の三点である。すなわち、一は原子力事業者の加害行為に対して無過失責任を負担せしめたこと、二は原子力事業者の損害賠償責任は無限

責任の立場を原則とすること、三は直接的真実的加害行為者の責任を拒否するところの第三者的立場の加害行為という特定の場合に、その賠償責任を原子力事業者に負担させ集中せしめたことである。

(d) 原子力損害の賠償に関する法律によれば、原子炉の運転などの際に当該原子炉の運転などによって原子力損害を与えたときは当該原子炉の運転などにかかる原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる、としている。民法法においては不法行為の要件として、故意または過失によって他人の権利を侵害し損害を生じたことを通常のこととしてあげるのであるが、原子力損害賠償法においては、故意または過失によるという前提条件をはずし、なんら条件を加味していない。これは、いわゆる過失責任主義の立場のみをとることを示すものではなく、過失責任主義の枠をはなれて、むしろその枠をはずして、さらに、より大きな無過失責任主義の円周を描くことを定めたのである。無過失責任主義は、過失責任主義の対象となる賠償責任の範囲を含まないというのではなく、故意・過失を問わないのであるから、過失責任主義をも含むことは事理であり、それらの賠償責任を包括したところのより広範囲の賠償責任負担の領域が生まれることになるのであって、加害行為者の賠償額の経済的支払負担は著しく増大する。

したがって、無過失責任の立場をとるということは、その生活関係において、過失責任主義の立場に比して社会的行動の自由に、より強い拘束を、特に商行為の面において受けることとなる。

過失責任主義が条件的賠償責任の負担の手段をとることによって、近代的自由な市民生活の発展をもたらした成果は著しいものがあると考えられる。

しかし、個人の場合は暫く措き、特に企業の行為はその社会的影響度、その行為の社会性、公共性を考慮するとき、それらの性質の著大なものについては、賠償責任の立場が無過失責任主義への経過をたどることは必然性をもつものであると解される。なかならず、原子力事業というごとき新規の社会公共性の強い企業においては、その事業経

過中に生ずるかもしれない被害者を保護救済する目的のためには、過失責任主義の立場のみでは狭少にすぎると解され、より広い無過失責任主義に立脚せざるをえないのである。

(e) わが国の原子力損害賠償法が賠償責任の負担について無過失責任主義の立場をとりながら、しかし、その負担すべき賠償責任の限度を縮小制限するとき方法をとることをせず、その責任態様は、いわゆる際限なき青空無限の原則に立っている。すなわち、その賠償責任は無限責任を前提とする制限責任ではなく、あるいは賠償責任負担の当初から決定し一貫した有責任でもない。また、同法において、政府は原子力損害が生じた場合において原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責に任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があるとみとめたときは原子力事業者に対し、原子力事業者が損害賠償を実行するために必要な援助をおこなうものとするを定める。

国が原子力事業者に対し、その損害賠償額について援助行為をおこなう重要な前提事由は何か。それは原子力事業者が賠償の責に任ずべき額が制度的賠償措置をこえる場合、先ず、その行為が被害者の経済的保護救済をはかるために必要であり、かつ、その経営面における影響を考慮し原子力事業の健全な発達に資するという原子力損害賠償法の立法目的を達成するために不可欠な事情にあることを認定されることである。その判定は国会の議決行為によっておこなわれる。一定の賠償措置額をこえる場合、常に、援助行為がおこなわれることを原則とするものではない。要は、原子力事業者の賠償責任は、無限責任の立場をくすすことなく、特定の場合、国により賠償額についての援助行為がおこなわれることによって、原子力事業者は事実上の経済的支出を減少することができる。

(6) 原子力損害賠償額について、原子力事業者が負担すべき一定額の賠償措置額を限度とするそれ以上の賠償額につい

ては、国が援助行為をおこなうことを決定しなければ、原子力事業者は援助行為としてなさるべかりし損害賠償を負担しなければならないことはいうまでもない。国による援助行為は、原子力事業者の法律的賠償責任そのものを根底的にとりあげ制限した上で、その責任を制限減少せしめるというものではない。国の援助行為の存在の故に、原子力事業者の賠償責任が免責となり抹消されるという意味あいではない。本条は、国の援助行為が、原子力事業者の賠償責任負担のあらゆる場合に当然のこととしておこなわれることを定めているのではない。本条の基本的趣旨は、原子力事業者が賠償責任を制限されることなく無限責任を負担するということであり、それを潜在的に表現する規定であると解される。賠償責任について、その事業の性質上、責任制限の立場をとらなかつたということは、船舶所有者の賠償責任について責任制限のとられることの多いのに比すれば、このような立法制度は稀少な画期的なものである。

(ハ)

(1)

損害賠償責任の発生原因として責任集中主義は、特殊な事情のもとにおける立場から発生し、そのような態様のもとにおいて存在するものであって、原子力損害の賠償に関する法律における無限責任主義および無過失責任主義の立場とともに、社会公共性と社会政策的色彩のこい原子力事業における賠償責任保障として、特に、注目すべき立法である。

無過失責任主義を前提条件として、損害が原子力事業者間の核燃料物質の運搬によって発生したものである場合には、当該核燃料物質の原子力事業者たる発送人および核燃料物質の運搬人は賠償責任を負担しないとして、受取人である原子力事業者に賠償責任を集中し、当該核燃料物質の運送行為の関連者については賠償責任を負担させる立場をとっていない。本件のごとき場合、原則論としては、本来、その損害発生行為者たる核燃料物質の運搬者などに当該

賠償責任を負担させることが適當であると解せられるが、このような場合、核燃料物質による損害は、その性質上、おそらく、多大の損害量を生じし、巨額の賠償額となる可能性を有することもあるものとして、賠償責任の経済的負担能力から考察して核燃料物質の受取人たる原子力事業者に賠償責任を負担させることとしたものと解される。原子力事業自体の特異性と事実的賠償能力者を考慮して、被害者の保護救済を現実的に全ったからしめようとする立場をとったものである。

(2)

法は、本来、公平にして適正な立場に立ち、均衡のとれた債権債務の状態を当事者間に持続させ履行させることを立前とする。したがって、本法において、責任集中主義の立場をとる一方、他方においてこの不公平を是正する目的をもって、いわゆる事実上の加害行為者に対して責任集中された賠償責任者は求償権の行使をなしうる構成をとっている。すなわち、その損害が第三者の故意または過失によって発生したものである場合には、賠償責任者として賠償額を支払った原子力事業者は、その者に対して救償権の行使をみとめられる。けだし、責任集中主義による賠償責任者の賠償額支払いの軽減をはかり、事実上の経済的公平に近づくことを企図するからである。

(ハ) 責任保険契約の発動の源泉は、加害行為と被害者の間に債権債務関係を発生するとき行為に存する。加害行為者による不法行為によって生ずる損害と契約の存在を前提とする債務不履行によって発生する損害の償いの第一歩は、被害者による加害行為者に対する損害賠償請求権の行使となって現われる。加害行為者の行為による被害者との因果関係は、その法律関係の舞台を前進させ、必然的に、次の段階として、保険契約者としての加害行為者と保護者との、いわゆる責任保険契約自体における結びつきの法律関係へと発展してゆく。

責任保険契約における契約当事者の債権債務関係およびその特殊関連性

(イ) 加害行為者としての保険契約者が被害者の損害賠償請求権の行使によって、その結果として賠償責任を負担することとなれば、その決定は責任保険契約の条項にもとづき、保険事故の事由となり保険者の保険金支払の債務実現となる。

責任保険契約の保険事故は一般損害保険契約の場合と異なり、直接的にみれば、具体的な損害の発生ではなくして損害保険契約において一定されている損害を基本とする賠償責任の負担それ自体である。

しかして、このような状態は賠償責任の負担にもとづく賠償額の支払となり、経済的に加害行為者の財産上の損害として具体化し現実的なものとなってくる。したがって、責任保険契約の法的性質の立場から考察した場合、責任保険は損害保険の種類の分野の中に包含されることとなる。このような間接的な結果論の観点から考慮しての責任保険を損害保険の範囲に含ましめることの論は、その分類の方法としては、分類の拘束力としてその結論を弱めるものではないかと考えられる。

故に、責任保険は損害保険の範囲から脱出せしめて、「責任保険」という独立した固有の種類分野を構成することが、損害保険の範囲に含ましめるより、より一層その特質を明白に表現するものと解する。

(ロ) 責任保険契約がどのような法的性質をその特質として帶有するか、という命題が責任保険契約の法的構造を考察する場合に、必然性をもって登場してくる。

責任保険契約が経済的意味に立脚する有償契約としての性質を有することは、契約当事者の保険料の支払と保険金の支払という相互の行為によって明らかである。また、一般的論説によれば、責任保険契約と一般的損害保険契約は、

共にその性質の一つとして双務契約としての性質を有するとされる。すなわち、広義の損害保険契約における双務契約性の意義について、保険者の危険負担行為の経過はその終了時点におけるまで一貫性をもつ債務の履行と解すべきである。

保険期間中に保険事故の発生した場合、具体的な「保険金の支払」という行為が保険者のいわゆる債務の履行であり、保険期間の終了するまで保険事故が発生しなかった場合は、保険期間中に負担してきた「危険の負担」の終了が債務の履行である。

(1) 保険事故の不発生という状態においては、保険者による具体的な「保険金の支払」という行為はおこなわれないが、保険期間中は引続き「危険負担」ということは、おこなわれたのであるから、この「危険負担」ということ自体が保険者の「債務の履行」であり、したがって、保険事故の不発生により保険金の支払がないからといって保険契約上の債務の履行がなされないというものではない。このような場合における債務の履行は、危険負担ということによって充分におこなわれるものと解する。

(2) 保険事故発生の場合における「保険金の支払」と保険事故不発生の場合における「危険負担」という立場の遂行は、その外観こそ異なるごとくみえるが、共に保険契約上の債務を履行したという結果になる。しかし、その両者における内容は広狭があり、前者においては保険期間中の「危険負担」に「保険金支払」が加わったものが債務の履行であり、後者においては、保険期間中の「危険負担」ということのみが債務の履行ということになる。

(3)

保険者と保険契約者の間における保険契約の法的性質は、両者が右のごとき意味における「債務の履行」を遂行し、また遂行するであろう可能性を有すると解するが故に、それはいわゆる片務契約ではなく、双務契約としての性質を帯有するものである。

保険契約の双務契約性について、「保険事故の発生による保険金の支払」ということをもって、保険者の債務履行がおこなわれたものとして保険契約を「条件付双務契約」とみる考え方があつたが、債務の履行は事故の発生、不発生を問うことなく遂行されるのであるから、保険契約を条件付契約の意味に解すべきではなく、適正な双務契約としての性質を有するものと考ええる。現実的な保険金支払の有無をもつて「債務の履行」という意味にかからしめる必要はない。

責任保険契約においては、「賠償責任の負担」ということがその保険事故であるから、保険金の支払という賠償責任の事実的履行が確定した結果とならなくともその保険期間の経過中終始危険負担はおこなわれているのであり、故に債務の履行もおこなわれた結果となり、このような意味において責任保険契約は双務契約の性質を有していないとの論があるとすればそれは適當ではない。責任保険契約は条件付双務契約ではなく、端的にして、まともな双務契約である。

(1)

責任保険契約の締結は、加害行為者となる可能性を有する保険契約者と保険者によつておこなわれるが、その危険負担の経過中においてその結びつきが停止し、しかして切断されるのは加害行為者の損害賠償責任の負担によつてである。この賠償責任の負担が責任保険契約内に包蔵されていた契約当事者の債権債務関係の具体的始動をひきおこし、

法律行為としての契約条項は一条ごとに確実性をもって債権者および債務者の各自の立場に応じて債権債務の事項を具現化する行動にはいつてゆく。

賠償責任を負担することは、直ちに賠償額を支払うことを意味し、その支払によって加害行為者の財産は必然的に減少する結果となる。一方、保険者は責任保険契約上の主たる債務として保険料に対応する保険金の支払をおこなう。保険金は被保険者に給付され、被保険者たる加害行為者はそれをもって賠償による財産の減少に充当して自らの損害を補うこととなる。また、賠償額支払の態様によっては、保険金は被保険者の損害を補うことなく、直接的に被害者の受けた損害に充当され、実はそれによって、当然に加害行為者の賠償責任が消滅する結果となる。責任保険契約の遂行処理は、その固有の契約関係を基礎としておこなわれることはいうまでもないことであるが、その処理方法にはその他の関連態様が加わり、被害者との経済的関連性を有する段階へと踏みこんでゆき責任保険契約を中心としながらも重要にして特長ある行動的態様を呈するのである。賠償請求権の行使が責任保険契約の方向へと移動してゆく経過とはその進行を異にして、それは「賠償責任の負担」ということを最も重要な事由とし、保険者の保険金支払を折返し点として経済的にも法律的にも逆流する。被害者が逆流してくるものを受けとめて、それを自己の賠償額充実に完成に近づけることにより、さらに完成期を迎えることによって責任保険契約存在の意義と価値は著しく高揚する。

(2) 責任保険契約当事者が、その締結すべき責任保険契約の種類に該当する責任保険普通保険約款および特別約款にもとづいて、さらに詳細な内容にしたがって締結された契約をなら支障なくその契約上の債務をその立場に応じて適正に履行してゆけば、責任保険契約はきわめて有効なものとして、本来の制度設定の目的に沿い、その使命を達成することができる。責任保険契約当事者の帯有する相互的な債権債務の事項が、注意をもって、信義誠実の原則にもと

づいて履行されることにより責任保険契約は効果のある豊かな実りを結ぶのである。

(二)

責任保険契約が締結され、保険期間経過中に、「惹起可能性をもつ責任保険契約上の諸問題」を考察する場合、どのような手段によってどのような問題をその対象とすべきであろうか。責任保険契約には、通常の一般的責任保険契約と特別法におけるその種の責任保険契約とが存在するので、惹起するであろう諸問題について、この両種の責任保険契約の立場から考察してゆくことが適当である。

(1)

「惹起可能性をもつ責任保険契約上の諸問題」の一つは契約における瑕疵の問題である。責任保険契約上の瑕疵の発生は、当該保険契約の円滑な遂行を阻害すること多く、折角締結された保険契約の目的を達成することが不可能となる。すなわち、保険契約上の瑕疵の具体的な行為は、保険契約者の保険料の不払行為、告知義務違反行為および通知義務違反行為などによって発生する。

保険料不払行為は、保険契約上、保険契約者の最も重要な債務の不履行と解せられる故にその責任は重く、保険期間とはいえ保険者の危険負担行為を停止し切断する意味を帯有し、保険料支払と対応して存在する保険者の保険金支払がおこなわれないごとき状態を呈する。

保険料不払という客観的事実は、保険金支払について対応することの不可能な、いかんともしがたい債務不履行行為である。このような状態を救済し均衡のとれた契約関係にするためには、迅速に保険料支払という債務の履行に引き戻す以外には、とりうる適当な手段はない。通常の一般的責任保険契約において、保険料不払の放置は、結果において、保険契約者側（加害行為者）の財産の減少損害を招来し、あるいは被害者に対する賠償額の不支払という状態と

もなる故に、被害者を保護救済しようという立場から考察するとき、それに対して著しい影響をおよぼすことはいうまでもない。

(2)

特別立法たる原子力損害賠償責任保険契約の場合においては、通常のな一般責任保険契約の場合とは異なり、それらの事業行為によって発生するであろう被害者はいかなる方法をもってしても保護救済されることが望まれ、いな保護救済しなければならぬが故に、被害者に対してはそれに適正な特別な補償措置が考慮され実現されて然るべきである。この補償措置は責任保険契約上の立場を離れて実行される制度である。

このような被害保護救済の考慮は、保険契約者による告知義務違反および通知義務違反行為の場合にも、保険契約上の瑕疵問題の終局的解決方法としてとられなければならないことからである。告知義務違反行為においては、保険者のとるべき対応手段として保険契約の解約権の行使が可能である。解約権の行使がおこなわれると保険金の支払は、終局においておこなわれないことになるのはいうまでもない。したがって、保険料不払の場合と同様に被害者に対する賠償責任が完遂されない状態がおこりうる。

加害行為者と被害者との法律関係は、直接的には、両者に対し限定的な賠償関係のみであると考えられるが、実質的経済的意味においては、折角に、責任保険契約が締結され存在しながら、契約上の瑕疵によってそれが有力な効果を発揮できない状態に立ち至るのであり、しかして、加害行為者と被害者間の賠償責任関係の解決に支障をきたすすれば、いかにも遺憾なことといわなければならない。

原子力損害賠償責任保険契約においては、右の事情を充分考慮し、責任保険契約上瑕疵のある場合、加害行為者が補償すべき賠償額の支払を国が被害者に対して補償することがおこなわれる。この補償行為は、本来、加害行為者に

よっておこなわれることを至当とする故、国によって補償がおこなわれる場合には、それをもって加害行為者に救償するという措置は適当である。このような補償行為と求償行為との併置は、均衡を旨とする損害賠償措置のとりうるべき態様であると解される。補償行為によって責任保険契約上の瑕疵を修復することは被害者を保護救済するという立場からすれば然るべき措置である。

(注)

保険者の免責問題は保険契約当事者にとって、きわめて大きな利害関係を有する。責任保険契約における保険者の免責の場合は、保険金の支払がおこなわれないことによって、終局において、被害者に対する賠償額が保険金に見合う額だけ加害行為者から支払われないという可能性もあるので被害者保護救済を完全におこなおうとする責任保険制度の趣旨からすれば、被害者にとっては著しく不満足なことであり、殊に、社会公共性の色彩の強い事業の場合、被害者救済行為の面においてこれに対応する制度設定の考慮を要する。

社会公共性の強い事業の一種として、原子力事業においては、被害者救済のため原子力損害賠償責任保険契約を締結することが求められるが、その契約において保険者の免責事項の該当する場合、保険金の不支払ということに対応してそれを補うため、いわゆる補償契約が締結される。「免責」について他の手段によって、その欠除した部分の填補制度は一般の責任保険においては制度的に存在しない。

「原子力補償契約に関する法律」は、右の補償契約を中心として、原子力事業者と被害者の間の賠償関係の処理に力を与えるものである。原子力損害賠償責任保険契約において、地震・噴火、原子力機器の正常な運転による放射能の累積による損害および事故発生から十年後に現われる後発的損害などは、保険者の免責事項であり、このため、右の補償契約法は原子力事業者による補償料の支払と国による補償金の支払という債権債務関係を基盤とする補償措置

を存在せしめている。

(シ)

原子力損害賠償責任保険契約が締結された場合に、「異常かつ巨大な天災地震又は社会的動乱」によって放射能が発生し被害が生じたとき、原子力事業者をして賠償責任を負担させることは無過失責任主義の立場をとるとはいいい、それは酷であるとして、賠償額の支払を負うことをせず、国が救助するという措置をとることによって被害者の保護救済をおこなうのである。しかし、この場合、救助の措置がとられたからといって、国により受益者に対して求償行為はおこなわれない。また、この場合、当初より原子力損害賠償責任保険契約は動作しない。

要するに、原子力損害賠償責任保険契約の構造は、適正とされる保険事故の場合のみ保険金の支払がおこなわれ、被害者の保護救済上その効果を発生する。しかし、保険者の免責、保険契約上の瑕疵の場合、異常な不可抗力のごとき場合には、責任保険をもっては、被害者を保護救済することは不可能である故、国の救済措置によってそれを補うこととなる。いかなる態様においても、被害者の損害についてはこれを保護救済しなければならぬとする社会的政策意図の現れである。

(ト)

保険契約者側の故意又は重過失によって発生した損害については、それが公序良俗に反することによって、保険契約上、保険金の支払については、保険者の免責事項として解し、考慮の必要はないものと考えられる。故意と過失とは異なる概念ではあるが、重過失は不注意の程度の著しく大きいものである故、第三者的補償制度によってこれを救済する必要をみとめないことを当然とし、その行為者に自ら賠償を負担させることを適当とする。

(チ)

企業主体としての法人および個人主体が、その不法行為、債務不履行などを原因として他人に対して負担する賠償責任の形態や種類はきわめて多い。したがって、このような賠償責任を責任保険契約の対象として保険者等が契約を締結する場合、当然に基準となるべき賠償責任保険普通保険約款においてすべての種類の賠償責任の契約事項を細部にわたり定めることは、複雑多岐である故に困難である。したがって、普通保険約款には各種類別に應じて定められる特別に共通する事項を集成することを必要とし、賠償責任の解決の各種類別の具体的細小事項に関しては、個々の特別約款において定めるという方法が、とられるに至っている。

故に、賠償責任保険普通保険約款と賠償責任保険特別約款とを共に一連的に合一して理解し活用することにより保険契約の実行を円滑迅速に、かつ、完全性をもってなしうるのである。すなわち、この普通保険約款は必然的に特別約款を伴い、両者が同時に併せ運用されることによつて、一つの固有系統ともいふべきまとまった責任保険契約條款として契約成立の基本的必要存在の意味をもつ。保険契約上の普通共通条項と特別条項との組合わせにより、その契約は合理的に確然と締結されるという特長と便宜性を有することとなるのである。

三

責任保険契約における被害者と保険者との債権債務関係およびその特殊関連性

責任保険契約を充分に、かつ、必要的広範囲にわたり理解するためには、特別の場合における保険者と被害者との法的関係を解明し考察することを要する。この中心課題となるのは被害者の保険者に対するいわゆる保険金直接請求権である。責任保険契約の構造を考察する場合、保険契約者と保険者を当事者とする契約それ自体のみの考察では不十分であり、その因つて立つところの加害行為者と被害者との賠償関係を始めとし、さらに、加害行為者が賠償責任

を遂行できない場合の対応措置として、被害者の保護救済をおこなうことを目的とし、被害者に対して特別な保険金請求権を行使することをみとめる場合を考察し、しかし、このような制度設定の企図するものは賠償責任遂行の円満な実現にはかならない。

(イ) 被害者に対して保険金請求権のみとめられる場合は、加害行為者が決定された賠償責任を遂行せず、賠償額の全額か一部未遂行のものが存在するとき保険金請求権はその行使をみる。保険金請求権は、本来、加害行為者側が契約上有する重要な権利であって、保険金取得の有無という大きな利害関係がかかっていることから、この請求権の有無は法定立法行為を必要とする。商法六六七条における保険金請求権はこの意味におけるものであって、責任保険契約自体から分離した立場において、そのみに限定して考察するということは、それが第一の課題たる加害行為者と被害者、第二の課題たる加害行為者と保険者との関係に結びつきを有していることから、狭小すぎる方法である。

(ロ) 先ず、加害行為者を中心として、その者が有する保険金請求権と賠償責任との関連性、さらに、被害者を中心としてその者にみとめられる保険金請求権と賠償請求権との関連性および保険者を中心として存在する保険契約上の保険金支払義務と特定された法における保険金支払義務との関連性を考察することが右の問題の理解に必要である。

(1)

加害行為者は保険契約上の保険金請求権者側に立つものとして最も強力な責任保険契約上の地位を有することはいうまでもない。その地位は、一方において被害者に対応する賠償責任との均衡的重量とかみ合ってその損害の大小は決定する。しかし、保険金請求権は商法六六七条におけるごとく、被害者の行使に優先されることによって本来の機能を失うこととなる。自ら責任保険契約上の権利にもとづく保険金請求権は、賠償関係という綱により結ばれている被害者によって行使されることとなる。保険金請求権者は異なるが、保険金支払者は常に同一人であって、その支出の

根本事由において異なるのである。一方は、当該責任保険契約にもとづくものであり、他方は六六七条の立法による。

つまるところ、加害行為者としての保険金請求権によって生ずる利害関係は、結果においては、保険金をもって賠償額を補うものとなるか、あるいは、保険金を取得することなく、それより賠償額を補うこととならないかの差異が生ずるのである。加害行為者が善意であることは、当然のことであるが、その善意を維持するかぎり、加害行為者の立場からすれば、六六七条は著しくその者に影響を与えるものではないように考えられる。この場合、被害者が保険金請求権を行使することを前提として、右のように考えられるのであって、もし、被害者による保険金請求権が行使されないとするならば、被害者の受領すべき賠償額を保険金をもって補うことはできないのであるから、加害行為者の賠償額についての均衡状態はくずれて、保険金の額だけ経済的損失を生ずる結果となる。しかし、この加害行為者の損失は、被害者に次ぐ加害行為者の保険金請求権行使によって補填される。

(2) 右の事情により考察すると、被害者の保険金請求権を新規に六六七条によって立法しその行使をみとめた趣旨は、賠償額関係に相当大きな影響を与えることとなる。この点に同法の意義と価値は著しく、被害者の保護救済という目的達成に力をかすのである。

(3) 被害者が、決定的となった賠償額を加害行為者から取得するか、あるいは、保険金請求権の行使によって保険金を受取ることにより自らの損害を補うことはその方法こそ異なるものがあっても、賠償額と保険金の額が同一額とすれば、利害得失上、差異は生じない。しかし、保険金の額が賠償額より少額るときは、不足分だけ、あらためて加害行為者に対してその支払を請求しなければ均衡ある結果をもたらさない。

(4)

責任保険契約にもとづいて、保険者が加害行為者に保険金を支払うことと、六六七条により被害者の保険金請求権にもとづいて、被害者に保険金を支払うこととは、その根拠と経過とにおいては著しく異なるものがあるが、自らの支払債務を履行するという結果においては、同一であつて異なるものではない。また、たとえ、被害者による保険金請求権が行使されないことがあるとしても、その場合には、加害行為者によって保険金請求権の行使がおこなわれることは必定であると解されるから、保険者として保険金については経済的損益上の差異は生じない。

(ハ) 加害行為者と保険者間の責任保険契約は、法律行為として両者の任意的合意のものであり、加害行為者と被害者との間に存する賠償関係は民法にもとづく請求権によって構成され結果する合意であつて、責任保険契約始動の源泉となるものであり、被害者と保険者の保険金請求関係は特別法の決定にもとづく被害者の任意行使可能性を帯有する権利と義務との合一した特質を有するものである

第三 責任保険法研究 其の二 結語

一

人類は数的に多くそれに応じる集団的社會生活關係の態様は、複雑多岐であり特長のある色彩をもつて構成されそれを外部に放映し、その生活主体は自然的に、かつ、人為的に過去の構造要因を基礎にして新たなものをそれに加え、て現実に確固たる足跡を残しつつ未来へと継続する。その間、生活關係は利害得失の起伏と協調の波動を織りまぜ、暗現象の世界は曲折を描きつつ展開する。

二

突如として発生する不法行為によって損害現象は生じ、あるときは取引契約の然るべき措置の遅延によって債務不履行は発生する。責任保険契約はそれらの対応措置として設定された民事生活関係における必然的・制度的制度である。

損害の発生することの可能性を有する多くの危険はその具体化たる損害を法律的仕組みをもって経済的流れをもって、さらに社会的意義をもって補償し、それらを事前に最少限度に防止する予防的目的をも帯有して締結された損害賠償責任保険契約の構造の理解考察は、単一ならざるいくつかの命題および観点においておこなわれることを要する。

この意味から発生的・始動的意義をもつ加害行為者と被害者の基本的諸関係、加害行為者と保険者との保険契約上の根幹的諸関係および保険契約者と実質的関連性はあるがそのものの関係を排除するところの被害者と保険者の間の基本的諸関係仕組みを主幹とし責任保険契約の構造を総体的観点に立脚しその法律のおよび経済の流れにそって考察をすすめてきた。

責任保険契約は利害得失を異にする債権債務関係の円満な着落をもたらすことを直接の使命とし、その目的は被害者の保護救済および加害行為者の保護救済という二面において存在し、しかし、それを達成するため組織された法的・経済的構造を帯有し、多岐にして激的・現実的・社会的現象解決について不可欠にして制度的地位を有するものである。

(責任保険法研究 其二 本論終り)